

# 郡山市医療的ケア児 在宅レスパイト事業

医療的ケアが必要なお子さんを在宅で介護している家族の  
休息時間と介護負担の軽減を図るため、医療保険の適用を  
超えて訪問看護を実施した場合に、その費用の一部を助成  
します。



## 利用対象者

以下の要件全てに該当する医療的ケア児の家族

- ✓ 郡山市内に住所を有すること
- ✓ 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること
- ✓ 在宅で家族等の介護を受けて生活していること
- ✓ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- ✓ 訪問看護により医療的ケアを受けていること

## 利用可能時間

- 医療的ケア児1人につき、年間（年度単位）48時間まで  
※年度途中の申請の場合、年度内の残月数×4時間を上限とします。  
※残り時間を翌年度に繰り越すことはできません。  
※医療保険の適用を超えて行う訪問看護に要する時間が対象です。  
※サービス提供日と利用時間の調整は訪問看護事業者と相談してください。

## 費用

- 郡山市から訪問看護事業者に1時間あたり7,500円を支払います。  
※市の負担を超える費用は利用者の負担となります。交通費やキャンセル料などは訪問看護事業者から求められる場合があるので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。

## ご利用までの流れ

添付書類 ◆訪問看護指示書（写し）  
◆訪問看護事業者との契約書（写し）

①現在利用して  
いる訪問看護事  
業者が郡山市と  
委託契約を締結  
しているか確認

事業者の確認

②訪問看護事  
業者に利用の  
相談をし事業  
の案内を受け  
る

利用者⇒事業者

③市に利用  
登録申請書  
を提出する

利用者⇒市

④市から利  
用登録決定  
通知書を送  
付される

市⇒利用者

⑤訪問看護事  
業者と本事業  
の利用契約を  
締結する

利用開始

### 【お問合せ】

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
郡山市 障がい福祉課 障がい福祉係  
TEL：024-924-2381



東北の鼓動 未来を奏でる 誇れるまち 郡山



郡山市 医療的ケア児在宅レスパイト事業

